

議題 1 茨木市総合保健福祉審議会会長・副会長の選出について

1 総合保健福祉審議会の位置付け・概要

○ 設置根拠

- ・茨木市附属機関設置条例
- ・茨木市総合保健福祉審議会規則（別添資料参照）

○ 担任する事務

保健福祉に係る総合的な施策の推進に関する事項についての調査審議に関する事務

○ 委員の任期（審議会規則第4条）

3年（令和3年8月1日から令和6年7月31日まで）

○ 審議会の会議について（審議会規則第6条）

- ・審議会の会議は、会長が議事に関係のある委員を招集し、その議長となる。
- ・議事に関係のある委員の範囲は、会長の決するところによる。
- ・招集した委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- ・審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- ・会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

○ 分科会について（審議会規則第7条・9条）

- ・審議会に、特別の事項に関する調査又は審議を分掌させるため、次の分科会を置く。

分科会名	分掌事務
地域福祉推進分科会	社会福祉に係る計画の策定、変更及び推進その他社会福祉に関すること
障害者施策推進分科会	障害者福祉に係る計画の策定、変更及び推進その他障害者施策に関すること
高齢者施策推進分科会	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定、変更及び推進その他高齢者施策に関すること
健康医療推進分科会	健康医療に係る計画の策定、変更及び推進その他健康医療に関すること

- ・分科会に属する委員（分科会員）は、会長が指名する。
- ・分科会に分科会長を置き、会長が指名する分科会員をもって充てる。
- ・分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- ・分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長が指名する分科会員がその職務を代理する。

2 会長・副会長の選出について

令和3年8月1日付で審議会委員の改選があったため、改めて会長及び副会長を選出する必要があります。

審議会規則第5条において、会長及び副会長は委員の互選により定めると規定しており、本来であれば、会議の場で委員の皆さまに選出いただくところですが、今回は書面審議であるため、次のとおり事務局案を挙げさせていただきます。

○ 会長、副会長について（審議会規則第5条）

- ・ 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- ・ 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- ・ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

＜会長＞事務局案：立命館大学教授 肥塚 浩 委員

事務局案とする事由

前任期中において総合保健福祉審議会副会長及び健康医療推進分科会長を務められており、これまでの経緯等も承知された上で、各分野に渡る幅広い視点から審議会を取りまとめいただくことができると考えられるため。

＜副会長＞事務局案：立命館大学教授 津止 正敏 委員

事務局案とする事由

前任期中において地域福祉推進分科会長を務められており、保健福祉の各分野に横串を通す地域福祉の分野に精通しておられることから、会長を補佐していただく副会長に適任であると考えられるため。

会長・副会長の推薦の意向につきまして、別添の回答書に記載の上、令和3年8月27日（金）までに事務局まで提出をお願いいたします。

報告案件 1 茨木市総合保健福祉審議会の今後の流れについて

○審議会・分科会の開催予定について

令和3年度、令和4年度については、総合保健福祉審議会を年1～2回、各分科会を年1～3回程度開催する予定です。

令和5年度については、総合保健福祉計画及び各分野別計画すべての改定に向けた審議を行うため、各分科会の開催頻度が年4～5回となる予定です。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画策定年度)
総合保健福祉審議会		8月	年1～2回	年1～2回
分 科 会	地域福祉推進分科会	2月	年1～2回	年4～5回
	障害者施策推進分科会	9月・1月	年2～3回	年4～5回
	高齢者施策推進分科会	10月・2月	年2～3回	年4～5回
	健康医療推進分科会	10月	年1～2回	年4～5回

※審議案件の内容等により、開催時期・頻度は変更する可能性があります。

○分科会に属する委員の指名について

審議会規則第7条第2項により、各分科会に属する委員は会長が指名することとなっておりますが、現在、会長は議題1により選出いただいているところであるため、ご提出いただいた回答を取りまとめ、会長が決定した時点で、各分科会に属する委員を指名いただくこととします。

指名に基づく各分科会の構成については、後日改めてお知らせします。

○審議会の会議の運営方法について

審議会規則第6条により、審議会の会議は、会長が議事に関係のある委員を招集すること、また、議事に関係のある委員の範囲は会長が決することとなっております。

今後の審議会の会議は、より効率的に審議を行うため、委員全員ではなく、20名前後の委員が招集されて開催される予定ですが、詳細については会長と調整の上、後日改めてお知らせします。

報告案件 2 茨木市総合保健福祉計画（第2次）【中間見直し】について

茨木市総合保健福祉計画（第2次）は平成30年度から令和5年度までの6年間の計画期間として、「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり」を目指し平成30年3月に策定したものです。

本計画は、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」の4分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画です。

分野別計画のうち、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」は3年を1期として策定するものと定められていることから、それらの計画策定に併せて、総合保健福祉計画及び他の分野別計画についても中間見直しを実施し、令和3年3月に改めて現状に即した内容に改定しました。

中間見直しの主な内容は、次のとおりです。

- 総合保健福祉計画（第2次）の中間見直し
 - ・各種統計情報等の更新
 - ・「包括的支援体制の推進」の更新
- 地域福祉計画（第3次）の中間評価・見直し
 - ・再犯防止推進計画を地域福祉計画に包含する旨を追記
- 「高齢者保健福祉計画（第9次）・介護保険事業計画（第8期）」の策定
- 「障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）」の策定
- 健康いばらき21・食育推進計画（第3次）の中間評価

詳細につきましては、お渡ししております計画冊子・添付しておりますA3の概要をご覧ください。

※参考 計画の期間

	平成30年度 (2018年度) ～令和2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)
総合保健福祉計画		(第2次)		
地域福祉計画		(第3次)		
高齢者保健福祉計画	(第8次)	(第9次)		
介護保険事業計画	(第7期)	(第8期)		
障害者施策に関する長期計画		(第4次)		
障害福祉計画	(第5期)	(第6期)		
障害児福祉計画	(第1期)	(第2期)		
健康いばらき21・食育推進計画		(第3次)		

総合保健福祉計画（第2次）の中間見直し等（概要）

I 茨木市総合保健福祉計画の中間見直し等について

平成30年3月に、保健福祉分野の各計画について、一体的に計画の検討・進捗管理を行うため、平成30年度～令和5年度を計画期間とする「茨木市総合保健福祉計画（第2次）」を策定しました。

本計画を構成する分野別計画のうち、3年ごとの策定が義務付けられている高齢分野と障害分野の計画は今年度が最終年度となることから、新たに令和3～5年度の計画を策定します。併せて、本計画及び他の分野別計画の中間見直しを実施し、改めて現状に即した内容に改定を行います。

また、計画に掲げている「地区保健福祉センター」についても、相談支援体制における課題の整理・分析等を経て、その役割や取組等の具体的な内容が明確となってきたことから、今後の方向性等を記載します。

II 計画の期間

計画	年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
総合保健福祉計画	第2次						
地域福祉計画	第3次						
高齢者保健福祉計画	第8次					第9次	
介護保険事業計画	第7期					第8期	
障害者施策に関する長期計画	第4次						
障害福祉計画	第5期					第6期	
障害児福祉計画	第1期					第2期	
健康いばらき21・食育推進計画	第3次						

※ R3～R5は今回策定分

IV 各分野別計画の主な内容について

地域福祉計画（第3次）・社会福祉協議会地域福祉活動計画（第2次） 中間見直し

- 見直し事項：市再犯防止推進計画の策定（地域福祉計画に包含）
再犯防止推進法及び同法に基づき国が策定した再犯防止推進計画に基づき、計画の施策（4）「更生保護の推進」部分を、市の再犯防止推進計画として定め、地域福祉計画に包含。
- 中間評価：社会福祉協議会地域福祉活動計画
令和2年8月に策定した「社会福祉協議会中期財政改善計画」を踏まえ、実施する事業を「地域住民及び団体の活動支援」「ボランティアの育成・活動支援」「権利擁護の支援体制の強化」に集約する旨を記載。

III 総合保健福祉計画の主な見直し内容について

中間見直し

地区保健福祉センターの機能の具体化

○保健と福祉の連携

保健師を配置し、地域の医療機関や福祉関係団体などと連携しながら、地域住民の健康や子育てに関する相談支援等を実施し、健康課題が生活課題につながらないように取り組む。

○専門職による包括的なチーム支援

専門相談支援機関をセンター内に配置し、世代や分野にとらわれず様々な生活課題を抱える方に対して迅速に幅広く対応する。

○住民が主体となる『予防と共生』に向けた支援

住民同士がともに支え合う関係性を育み、地域の中で見守りや居場所づくり、生活習慣病の予防や健康づくりに取り組めるように、社会福祉協議会とも連携・協力し、地域住民や団体に働きかける。



SDGs達成に向けた施策の推進

「第5次茨木市総合計画後期基本計画」と同様に、本計画においてもSDGsの目標を位置付け、整理を行うことにより、行政だけではなく、市民、事業者・団体などの様々な主体のSDGsに関する理解を深めるとともに、各主体のさらなる連携を促し、施策を推進していきます。

本計画に関連のあるSDGsの目標



大規模な災害等の経験を踏まえた取組の推進

大阪北部地震、新型コロナウイルス感染症の流行といった非常事態が発生し、その対応にあたった経験を踏まえて、各取組を推進する旨を記載。

庁内計画の位置づけ、関連性の更新

- ・「いのち支える自殺対策計画」（平成31年3月策定）
- ・「居住マスタープラン」（令和2年3月策定）について、本計画の関連計画に追加。

策定

高齢者保健福祉計画（第9次）・介護保険事業計画（第8期）

2025年に向けて

お互いに支え合い、助け合える地域社会を実現し、すべての高齢者が自らの能力を発揮しながら、生きがいのある生活を送っています。

2040年への備え

現役時代が減少する一方で、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される2040年に向けて、地域の高齢者介護を支えるサービス基盤の整備や人的基盤の確保に取り組みます。

国が目指す「地域共生社会の実現と2040年への備え」や府の動向、本市の高齢者等を取り巻く現状や課題等を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化、持続可能な介護保険制度の確保を推進。

○主な施策

- ・地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの再編及び機能強化
- ・高齢者の健康づくり・介護予防や社会参加、地域での活躍などを支援・促進するための基盤となる身近な「居場所」の整備・拡充
- ・認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごすことができる社会、地域の実現をめざし、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策の推進
- ・介護従事者の育成・定着に向けた支援による介護人材の確保

策定

障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）

○障害福祉計画（第6期）

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神病床に入院する人に関する成果目標（退院後1年以内の地域における平均生活日数、1年以上長期入院患者数、早期退院率）を新しく設定。
- ・福祉施設から一般就労への移行等を促進するため、移行者数の成果目標を細分化（サービス種別ごとを追加）。
- ・相談支援体制の充実・強化等を図るため、基幹相談支援センターの充実に向けた活動指標（専門的指導・助言の件数、人材育成支援の件数等）を新たに追加。

○障害児福祉計画（第2期）

- ・発達障害児者等に対する支援を強化するため、ペアレントトレーニング（保護者等を対象とした、保護者等の関わり方や子どもの行動の改善等を目指す家族支援のアプローチ）やピアサポート活動（同じ立場や課題を経験してきたことを活かしてピア（仲間）として支える活動）に関する活動指標を新たに追加。